

(証券コード8201)

平成29年4月27日

## 株 主 各 位

神奈川県平塚市田村八丁目21番9号

株式会社 さ が 美

代表取締役社長 平 松 達 夫

### 第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年5月15日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成29年5月16日（火曜日）午前10時（開場は午前9時予定）
2. 場 所 神奈川県平塚市八重咲町6番18号  
グランドホテル神奈中 平塚 2階百合の間  
（開催時刻が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第43期（平成28年2月21日から平成29年2月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第43期（平成28年2月21日から平成29年2月20日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
  - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

~~~~~  
◎ お願い……当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sgm.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成28年2月21日から  
平成29年2月20日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気の足踏み状態が続きましたが、米国大統領選挙後、株高円安基調への転換もあり、一部に持ち直しの動きが見られました。この影響を受けて、個人消費につきましても、夏場から秋口にかけて消費マインドに明るさが出てまいりました。

しかしながら小売業界につきましても、業界を長年けん引してきた百貨店、大手スーパーが業績不振に陥っており、閉鎖も相次いでいることから、そこに outlet している専門店にも影響が出始めております。

このような状況の下で、当社グループにおきましては、平成28年3月10日に開示いたしました「事業構造改革の実施について」の通り、ホームファッション事業からの撤退、きもの事業の不採算店舗閉鎖、本社移転と跡地利用を含めた不動産賃貸収入の拡大を3本柱とした事業構造改革を実施してまいりました。

これによりきもの専業会社となった当社グループは、営業政策の柱である「平日売上の強化」「きものお手入れサービスの拡大」及び「売上総利益率アップの諸施策」とともに、継続的な経費見直しによるローコスト経営の結果、経営体質が強化され利益改善が進みました。

店舗面におきましては、ホームファッション事業からの撤退による事業譲渡と閉鎖を含め46店舗減少、きもの事業については、3店舗を outlet し、契約満了や不採算店舗の閉鎖により25店舗を閉鎖しました。これにより当連結会計年度末における店舗数は、(株)さが美119店舗、(株)東京ますいわ屋44店舗、グループ合計で163店舗となっております。

また、AG2号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けにより、AG2号投資事業有限責任組合及びAG2号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるアスパラントグループ株式会社が当社の親会社となりました。これによりユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社は、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなりました。

さらに特別損益として、当社の親会社であったユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社が所有していた当社の株式をAG2号投資事業有限責任組合へ公開買付けによる譲渡が成立し、当社に対する貸付金34億円のうち16

億円を債権放棄したことによる債務免除益16億円を計上した他、社宅の売却による固定資産売却益1億2百万円と事業構造改善引当金戻入益57百万円を計上しております。また、特別損失として、退職給付制度変更に伴い企業年金基金脱退損失引当金繰入額3億12百万円を計上しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、営業収益176億26百万円（前期比15.9%減）となり、利益面においては、営業利益2億24百万円（前期実績に比べ3億26百万円の増）、経常利益2億1百万円（前期実績に比べ2億57百万円の増）、親会社株主に帰属する当期純利益14億79百万円（前期実績に比べ25億30百万円の増）となりました。

以下、各部門の状況についてご説明します。

（きもの）

きもの関連商品の売上高は126億83百万円（前期比10.2%減）となりました。主力のきもの表地等の売上高が前期比12.7%減、和装小物が9.2%減となりましたが、これらは、店舗閉鎖に伴う減少であります。

そのような中で仕立加工につきましては、売上高が前期比5.5%減にとどまりました。これは、顧客サービスの重要課題として継続的に実施している、販売スタッフへのきもの仕立加工の教育や、京洗い、リメイクなどお手入れ企画の強化に取組んだ結果であります。

（宝石）

宝石関連商品の売上高は、33億99百万円（前期比5.3%増）となりました。これは、宝石販売の中心となる、展示販売会および店舗ご招待企画の販売契約高が好調に推移したことによります。

（雑貨）

雑貨関連商品の売上高は、6億47百万円（前期比74.8%減）となりました。

これは、事業構造改革を実施し、ホームファッション事業から撤退を行ったことによります。

(その他)

その他の売上高は、7億56百万円（前期比11.7%減）となりましたが、衣装レンタルなどが堅調に推移いたしました。

(その他の営業収益)

着付教室、不動産賃貸料収入などによって1億39百万円（前期比22.6%減）となりました。これは、対象となる不動産を売却したことによります。

### 当社グループの営業収益内訳

| 区 分        |        | 平成27年度（前連結会計年度） |           | 平成28年度（当連結会計年度） |           | 前期対比      |
|------------|--------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|-----------|
|            |        | 営業収益            | 構成比       | 営業収益            | 構成比       |           |
| 商品別<br>売上高 | 着物・裏地等 | 百万円<br>6,922    | %<br>33.0 | 百万円<br>6,044    | %<br>34.3 | %<br>87.3 |
|            | 帯      | 2,655           | 12.7      | 2,415           | 13.7      | 91.0      |
|            | 和装小物   | 1,883           | 9.0       | 1,710           | 9.7       | 90.8      |
|            | 仕立加工   | 2,658           | 12.7      | 2,512           | 14.3      | 94.5      |
|            | きもの小計  | 14,121          | 67.4      | 12,683          | 72.0      | 89.8      |
|            | 宝 石    | 3,228           | 15.4      | 3,399           | 19.3      | 105.3     |
|            | 雑 貨    | 2,571           | 12.3      | 647             | 3.7       | 25.2      |
|            | そ の 他  | 857             | 4.1       | 756             | 4.3       | 88.3      |
|            | 計      | 20,778          | 99.2      | 17,486          | 99.2      | 84.2      |
| その他の営業収益   |        | 180             | 0.8       | 139             | 0.8       | 77.4      |
| 合 計        |        | 20,959          | 100.0     | 17,626          | 100.0     | 84.1      |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は2億14百万円であります。主として小売事業における設備投資の額であり、主なものは、本社移転に伴う設備投資に関するものであります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債および新株式の発行による資金調達はありません。自己資金および親会社であるAG 2号投資事業有限責任組合からの借入れによって手当てしております。

## 4. 事業の譲渡等の状況

### (1) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成28年3月10日付「事業構造改革の実施について」に基づき、ホームファッション事業から撤退し、店舗の一部（17店舗）を事業譲渡いたしました。

### (2) 他の会社の事業の譲受け、吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継、他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## 5. 対処すべき課題

経済環境は、緩やかな景気回復が続くものの、資源価格の上昇と円安を背景とした物価上昇圧力が高まることなど、個人消費の伸びを抑制する動きに繋がりにくい状況が続いております。

このような状況の下で、当社グループは、経営環境の大きな変化を好機（chance）として、挑戦（challenge）し、変革（change）し、次年度（第45期）の営業利益率3%を目指す中期経営計画「45・3Cプラン」を掲げ、事業構造改革の実行により経営資源をきもの事業に集中し、業績の安定に取り組んでまいります。

中期経営計画の概要と対処すべき課題は以下のとおりです。

### (1) 事業構造改革

- ・ビジネスモデルの確立

顧客管理システムに基づく顧客クラス別満足度の最大化とリピーター化の推進

- ・売上総利益率アップ

きもの売上構成比の向上、販売値引きの削減

- ・1店舗年商1億円アベレージのチェーン

平日の売上向上、きもの新企画の構築

- ・不動産賃貸収入の拡大

### (2) 5・5作戦の更なる深化

- ・店舗別採算に基づく利益管理体制の構築

- ・グループ経営体制の強化による業務効率の改善とコスト削減

### (3) 人事制度改革

- ・人材育成と教育制度の充実

- ・業績連動型給与の導入による制度改革

また、以上の経営計画を実行していくため、具体的には以下の課題に対処してまいります。

#### ① きもの事業の構造改革

- ・店長の経営センスを高めて、一店舗一店舗の利益を改善し、各店舗の経営の安定化を進めます。

- ・顧客システムを進化発展させて、お客様一人ひとりに対する提案力を高めてまいります。

- ・ソリューションビジネスの発想を徹底して、新たなお客様の拡大に努めてまいります。

#### ② コンプライアンスの推進

- ・法令や諸規程を遵守し、当社のステークホルダーの皆様の信頼に応えます。

- ・コーポレート・ガバナンスコードに沿って、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行なうための経営体制を構築してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 6. 財産および損益の状況の推移

| 区 分                                                      |     | 平成25年度<br>第 40 期 | 平成26年度<br>第 41 期 | 平成27年度<br>第 42 期 | 平成28年度<br>第 43 期<br>(当連結会計年度) |
|----------------------------------------------------------|-----|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 営 業 収 益                                                  | 百万円 | 22,832           | 21,620           | 20,959           | 17,626                        |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△)                               | 百万円 | △345             | △457             | △55              | 201                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)          | 百万円 | △810             | △897             | △1,050           | 1,479                         |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 又 は<br>1 株 当 た り<br>当 期 純 損 失 (△) | 円   | △20.41           | △22.62           | △26.48           | 37.34                         |
| 総 資 産                                                    | 百万円 | 13,324           | 13,436           | 12,711           | 11,425                        |
| 純 資 産                                                    | 百万円 | 6,828            | 6,061            | 4,554            | 6,109                         |

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失(△)」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」としております。

## 7. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社の状況

| 会社名<br>(親会社)       | 資本金           | 議決権比率     | 主要な事業内容                 |
|--------------------|---------------|-----------|-------------------------|
| AG2号投資事業<br>有限責任組合 | 百万円<br>10,000 | %<br>56.1 | 出資先企業の株式保有              |
| アスパラントグループ(株)      | 30            | 56.1      | 投資事業有限責任組合財産の運用<br>及び管理 |

- (注) 1. 親会社であるAG2号投資事業有限責任組合との間には、資金の借入取引があります。  
 2. 当社は、アスパラントグループ株式会社から取締役を受け入れております。  
 3. 平成28年8月18日から平成28年10月11日までに実施されたAG2号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けの成立により、当社への議決権所有割合が56.1%となり、平成28年10月18日付で当社の親会社および主要株主である筆頭株主となっております。なお、親会社であったユニグループ・ホールディングス株式会社（現ユニ・ファミリーマートホールディングス株式会社）は、親会社に該当しないこととなりました。  
 4. 平成28年10月18日付でAG2号投資事業有限責任組合が当社の親会社および主要株主である筆頭株主になったことに伴い、AG2号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるアスパラントグループ株式会社は、AG2号投資事業有限責任組合を通じて当社株式を間接的に保有しております。

### (2) 親会社等との取引等に関する事項

- ① 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項  
 当社は、親会社との間で資金の借入の取引を実施しておりますが、当該取引条件につきましては、市場金利等を勘案して交渉の上利率を合理的に決定しております。
- ② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断およびその理由  
 当社取締役会は、当該取引条件を把握し、社外監査役からも当社経営に対する適切な意見等を得ながら、多面的な議論を経て当該取引の適正性・妥当性を確認したうえで、当社の利益を害するものではないと判断しております。
- ③ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
 該当事項はありません。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金       | 議決権比率    | 主要な事業内容    |
|------------|-----------|----------|------------|
| (株)東京ますいわ屋 | 百万円<br>50 | %<br>100 | きもの、宝石等の販売 |

(注) 当連結会計年度末における連結子会社は上記の1社であります。

8. 主要な事業内容（平成29年2月20日現在）  
きもの、宝石等の販売を主要業務とした専門店チェーンであります。

9. 主要な拠点等（平成29年2月20日現在）

(1) 当社本社 神奈川県平塚市田村八丁目21番9号

(2) 配送センター

本社配送センター 神奈川県平塚市田村八丁目21番9号

(3) 店舗 163店舗

① 当社

| 地方別 | 店舗数  | 都道府県別                                                  |
|-----|------|--------------------------------------------------------|
| 北海道 | 2店   | 北海道2店                                                  |
| 東北  | 8店   | 青森県2店、宮城県1店、秋田県3店、山形県1店、福島県1店                          |
| 関東  | 43店  | 茨城県2店、栃木県3店、群馬県4店、埼玉県7店、千葉県7店、東京都8店、神奈川県12店            |
| 中部  | 38店  | 新潟県2店、富山県3店、石川県2店、福井県1店、山梨県1店、長野県4店、岐阜県2店、静岡県6店、愛知県17店 |
| 近畿  | 13店  | 三重県3店、滋賀県2店、京都府1店、大阪府2店、兵庫県4店、奈良県1店                    |
| 中国  | 7店   | 鳥取県1店、岡山県4店、広島県1店、山口県1店                                |
| 四国  | 2店   | 徳島県1店、香川県1店                                            |
| 九州  | 6店   | 福岡県4店、長崎県1店、大分県1店                                      |
| 合計  | 119店 |                                                        |

② 子会社

| 会社名      | 本社                | 店舗数 |
|----------|-------------------|-----|
| ㈱東京ますいわ屋 | 神奈川県平塚市田村八丁目21番9号 | 44店 |

## 10. 従業員の状況（平成29年2月20日現在）

| 会社名               | 従業員数                   | 前連結会計年度末比増減数            |
|-------------------|------------------------|-------------------------|
| (株) さ が 美         | 317 (389) <sup>人</sup> | △55 (△188) <sup>人</sup> |
| (株) 東 京 ま す い わ 屋 | 103 (175)              | △9 (6)                  |
| 合 計               | 420 (564)              | △64 (△182)              |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パートタイマーは( )内に、当期中の平均在籍人員を外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末に比べ、正社員が64人およびパートタイマーが182人減少しておりますが、(株)さが美の事業構造改革の実施により、ホームファッション事業の撤退および本店所在地を移転したことに伴い減少したものであります。

## 11. 主要な借入先の状況（平成29年2月20日現在）

| 借入先                         | 借入金残高                   |
|-----------------------------|-------------------------|
| A G 2 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 | 1,300,000 <sup>千円</sup> |

- (注) 当社の親会社であったユニーグループ・ホールディングス株式会社（現ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社）が所有していた当社株式の全部を無限責任組合員であるアスパラントグループ株式会社により組成されたA G 2 号投資事業有限責任組合へ公開買付けにより譲渡したことに伴い、当社に対する貸付金34億円のうち16億円を債権放棄し、18億円が同組合へ譲渡されております。

## 12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年5月31日をもって本社を神奈川県平塚市田村八丁目21番9号に移転いたしました。

当社は、平成28年11月10日付取締役会決議及び平成28年12月16日付臨時株主総会決議に基づき、平成29年1月20日付で、資本金及び資本準備金を減少させ、その他資本剰余金に振り替えた後、同日付でその他資本剰余金を減少し、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたしました。

この結果、当連結会計年度において資本金の額を39億5,902万2,983円、資本準備金の額を4億505万7,384円減少し、それぞれ52億5,821万2,928円、0円となりました。なお、株主資本の合計金額には、著しい変動はありません。

## II. 会社の株式に関する事項（平成29年2月20日現在）

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 117,907,000株        |
| 2. 発行済株式の総数 | 40,834,607株         |
|             | (含、自己株式 1,205,293株) |
| 3. 株主数      | 3,583名              |
| 4. 大株主      |                     |

| 株 主 名                       | 持 株 数                | 持株比率   |
|-----------------------------|----------------------|--------|
| A G 2 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 | 21,994 <sup>千株</sup> | 55.5 % |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行   | 1,247                | 3.1    |
| 株 式 会 社 セ デ イ ナ             | 854                  | 2.2    |
| さ が 美 共 栄 会                 | 832                  | 2.1    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券           | 515                  | 1.3    |
| 三 菱 U F J ニ コ ス 株 式 会 社     | 384                  | 1.0    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社             | 312                  | 0.8    |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社          | 308                  | 0.8    |
| 松 井 証 券 株 式 会 社             | 297                  | 0.7    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）     | 242                  | 0.6    |

- (注) 1. 当社は自己株式を1,205,293株所有しておりますが、上記には含めておりません。  
2. 持株比率は自己株式1,205,293株を控除して算出しております。  
3. 持株比率の計算は、パーセントの小数第2位を四捨五入しております。

### 5. その他株式に関する重要な事項

前事業年度末現在、筆頭株主であったユニグループ・ホールディングス株式会社（現ユニ・ファミリーマートホールディングス株式会社）は、その所有する全ての当社株式（21,994,126株）を無限責任組合員であるアスパラントグループ株式会社が組成するAG2号投資事業有限責任組合が実施した公開買付けに伴い譲渡したことにより、平成28年10月18日付で当社の親会社および主要株主である筆頭株主ではなくなりました。

## III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の氏名等（平成29年2月20日現在）

| 地 位       | 氏 名                      | 担当および重要な兼職の状況                          |
|-----------|--------------------------|----------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 平 松 達 夫                  |                                        |
| 取 締 役     | 宿 野 大 介                  | 業務部長<br>兼さもの文化学苑担当<br>兼内部統制・コンプライアンス担当 |
| 取 締 役     | 須 山 耕 一                  | 営業統括部長                                 |
| 取 締 役     | 西 脇 秀 雄                  | (株)東京ますいわ屋代表取締役社長                      |
| 取 締 役     | 中 村 彰 利                  | アスパラントグループ(株)代表取締役社長                   |
| 取 締 役     | 浜 田 康 彦                  | アスパラントグループ(株)プリンシパル                    |
| 常 勤 監 査 役 | 庭 田 健                    |                                        |
| 監 査 役     | 田 中 達 美                  | 公認会計士                                  |
| 監 査 役     | 藤 田 尚 子<br>(戸籍上の氏名：石原尚子) | 弁護士                                    |

- (注) 1. 平成28年5月17日開催の定時株主総会において、須山耕一氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
2. 平成28年12月16日開催の臨時株主総会において、中村彰利氏及び浜田康彦氏の両氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 監査役田中達美および監査役藤田尚子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役田中達美氏は、財務および会計に関する高い見識をもつ公認会計士であります。
5. 事業年度中に退任した取締役は、次のとおりであります。

| 氏 名     | 退 任 日       | 退任事由 | 退任時の地位、担当および重要な兼職の状況                                                                         |
|---------|-------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 越 田 次 郎 | 平成28年10月18日 | 辞 任  | 取締役、<br>ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)<br>取締役専務執行役員、<br>ユニー(株)取締役専務執行役員、<br>(株)UCS取締役、<br>(株)パレモ取締役 |

6. 上記の越田次郎氏は、平成28年5月17日開催の第42期定時株主総会において社外取締役から非業務執行取締役へ異動しております。

7. 事業年度末日後に生じた地位、担当および重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

| 氏 名     | 地位、担当および重要な兼職の状況                               |                                                | 異動年月日      |
|---------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------|
|         | 変 更 後                                          | 変 更 前                                          |            |
| 宿 野 大 介 | 取締役、<br>業務担当<br>兼きもの文化学苑担当<br>兼内部統制・コンプライアンス担当 | 取締役、<br>業務部長<br>兼きもの文化学苑担当<br>兼内部統制・コンプライアンス担当 | 平成29年2月21日 |

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、当社定款第42条および会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、金240万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

## 3. 取締役および監査役の報酬等の額

### (1) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

| 区 分   | 員 数 | 報 酬 等 の 総 額 |
|-------|-----|-------------|
| 取 締 役 | 4 名 | 36,589千円    |
| 監 査 役 | 3 名 | 11,535千円    |
| 合 計   | 7 名 | 48,124千円    |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成17年5月6日開催の第31期定時株主総会において、年額180,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成17年5月6日開催の第31期定時株主総会において、年額36,000千円以内と決議いただいております。

4. 取締役の員数、報酬等の総額には、平成28年10月18日に辞任した取締役1名を含んでおり、無報酬の取締役3名を除いております。

#### 4. 社外役員等に関する事項

- (1) 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- (2) 社外役員の主要な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 要 な 活 動 状 況                                                                        |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 田 中 達 美 | 当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち15回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 藤 田 尚 子 | 当事業年度開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。   |

- (3) 社外役員の報酬等の額および当社の親会社等または当該親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

| 摘 要          | 員 数 | 当社からの報酬等の総額 | 親会社または当該親会社の子会社からの役員報酬等の総額 |
|--------------|-----|-------------|----------------------------|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 3名  | 2,979千円     | 5,580千円                    |

(注) 社外役員の報酬等の総額等には、平成28年5月17日開催の第42期定時株主総会において社外取締役から非業務執行取締役へ異動した取締役1名が含まれております。

- (4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、独立した立場から経営への監督を強化するために社外取締役を設置することの有用性を十分認識しており、社外取締役候補者の選定を行ってまいりました。前回改選期には適切な候補者が見つからなかったこともあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

当社としては、コーポレートガバナンス体制の強化のため、社外取締役2名以上の選任や監査等委員会設置会社への移行の是非も併せて検討してまいりました結果、今般、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された「監査等委員会設置会社」へ移行することとし、監査等委員である取締役（社外取締役）として、現在の社外監査役1名と新任候補者1名を選任することとなり、平成29年5月16日開催予定の第43期定時株主総会に社外取締役候補者を含む監査等委員である取締役選任議案を上程いたします。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬 30,200千円

#### ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 30,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## VI. 会社の体制および方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において、次のとおり決議いたしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 職務の執行にあたり遵守すべき行動規範を定め、取締役及び使用人に対し周知する。

使用人が業務上遵守すべきルールは、基本規程に定めるとともに、業務を所管する各部署が規則・業務マニュアルを定め、その徹底を図る。
  - (2) 法令・定款遵守の下、コンプライアンス関連規程を定め、法務担当が中心となり、販売活動などに関わるコンプライアンス推進のための活動・教育を実施する。また取締役社長直轄の監査室は、コンプライアンスの遵守状況について定期的に確認し、取締役社長及び担当取締役に報告する。
  - (3) コンプライアンス上疑義がある行為については社内通報制度に基づき、使用人及び取引先から通報を受け、取締役社長を議長とした倫理委員会で迅速な調査・対応を行うとともに、法令・ルール違反には社内規程に基づき厳正に対処する。
  - (4) 取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合は、直ちに監査役に報告するとともに取締役会に報告し、是正を行う。
  - (5) 反社会的勢力との関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関との連携を強化するとともに、不当な要求への対策をマニュアル等で示し周知する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書（電磁記録を含む）に記録し、文書管理規程に基づき適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、常時これらの文書閲覧ができる。
  - (2) 文書管理規程は総務担当部署がこれを所管し、制定・改訂にあたっては取締役会の承認を得る。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理体制の構築を目的に、リスク管理規程を定める。また、業務の所管部署毎に業務マニュアル・ガイドライン等を作成、整備し、発生が予測されるリスクの防止・低減を図る。
  - (2) 取締役社長を議長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの把握を行うとともに、リスクの回避・低減のための対策の実施、監視及び改善等の活動を展開する。
  - (3) 緊急対応を要する事態が発生したときの危機管理体制等について、危機管理要領に定める。

本要領に定める事態が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため迅速かつ適切な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 経営的的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほか、取締役、執行役員で構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。
  - (2) 取締役は、業務分掌規程並びに決裁権限規程に基づき、職務の効率的な執行を図るとともに、主要な会議において職務の執行状況と課題の解決策・改善策の報告を行い、経営目標の達成に努める。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - ① 当社は、子会社の経営の効率化と企業集団としての健全な発展を目的に「関係会社管理規程」を定め、当社及び子会社で共有し、かつ企業集団経営に必要な規程類を整備する。また、「関係会社管理規程」において、子会社の株主総会付議事項及びその他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、子会社に義務づける。
    - ② 当社は、子会社の決算書、事業計画等に関する報告書を四半期毎に作成し、当社取締役会に報告する。
    - ③ 当社は、グループ各社の経営責任者で構成するさが美グループ経営会議を定例開催し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
  - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ① 当社は、子会社のリスクの発生を阻止・低減、及びリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的とした「リスク管理規程」等を定め、リスク管理体制を構築する。また、子会社に対し、当社の「リスク管理規程」等を周知徹底させ、当社の規程に準じた子会社の社内規程を整備させる。
    - ② 当社は、子会社を含めたリスク管理を統括する機関として、当社に取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。また、子会社におけるリスクの発生時には、「危機管理要領」に基づき緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ適切な対応を行う。
  - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ① 当社は、「関係会社管理規程」において、子会社の株主総会付議事項その他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、子会社に義務づける。
    - ② 当社は、グループ各社の経営責任者で構成するさが美グループ経営会議を定例開催し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
    - ③ 子会社は、経営的的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほかに、経営会議等の会議を定期的で開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。また、子会社における職務分掌、職務権限ならびに決裁権限に関する規程を定め、適切かつ効率的に職務の遂行が行われる体制を構築する。

- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、当社の企業理念、社是、行動規範を、子会社に周知するとともに、子会社が行動基準等を作成し、取締役等及び使用人へ周知する。
  - ② 当社は、当社及び子会社の全使用人を対象とする、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）を設置し、当社及び子会社のコンプライアンス体制を推進する。
  - ③ 当社は、子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役会等の主要な会議に出席させ、子会社の経営状況の把握を行う。
  - ④ 当社の経営政策所管部署は、子会社の内部統制の管理・監督、業務管理や業務状況の確認、必要に応じた改善を行い、必要に応じて、定期的に取り締り委員会、経営会議へ報告することとする。また監査部門は、定期的の子会社の監査部門から監査実施状況を聴取、検討を行い、必要に応じて特別監査を実施し、当社の取締役社長及び監査役に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役（監査役会）は、監査部門もしくは他に所属する使用人に対し、自らの職務執行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該使用人は、その命令に関し、監査部門長並びに担当取締役の指揮命令を受けない。また当該使用人は、監査役の指示に忠実に従うものとする。
7. 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人は、監査役（監査役会）に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、社内通報制度に基づく使用人・取引先からの通報状況及び内容を、速やかに報告する。
  - (2) 当社及び子会社の取締役等及び使用人は、社内通報制度（ヘルプライン）へ公益通報をした者並びに監査役に前号の報告をした者に対し、当該通報または報告したことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。
  - (3) 当社及び子会社は、公益通報した者に対する不利益な取扱いの禁止を社内通報規程にて定め、取締役等及び使用人に周知する。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 当社は、監査役からの要請に応じ、監査役職務の執行に関し生ずる費用について、事前申請又は事後速やかな報告により、その費用を前払い又は事後の支払いにより負担する。
  - (2) 当社は、監査役が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人は、監査役（監査役会）の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また、監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。
  - (2) 取締役社長は、監査役、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。

## VII. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システム全般

当社は、当社の内部統制システムの整備に関する基本方針について決議を行うとともに、当社の社員が守るべき行動規範として、企業理念・社是・行動規範を改訂し、「企業理念ハンドブック」を全従業員に配布し、周知徹底しております。

また、当社は、当事業年度に「コンプライアンス確認委員会」を適宜開催し、内部統制上の事業リスク及びコンプライアンスに関する協議を行い、必要な是正と改善を進めました。
2. コンプライアンス

当社は、社員の職層に応じて必要なコンプライアンスに関する社内教育を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。

また、当社は内部通報に関する規程を定め、社内通報規程に基づく適切な運用を維持し、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、適切な報告体制及び内部通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。
3. リスクマネジメント

当社は、取締役社長を議長とするリスク管理委員会を定例開催し、全社的なリスクの把握を行うとともに、子会社を含めたリスクの回避・低減及びリスク発生時の的確な対応を行っております。
4. 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を毎月1回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要案件を審議し、決定するとともに、取締役の業務執行の適法性確保や効率性向上のため適切に報告、検討しました。
5. 子会社経営管理

当社は、子会社の経営責任者で構成するグループ経営会議を定例開催し、グループ方針の確認、経営状況の把握、重要事項の検討を行っております。また、関係会社管理規程に基づき、重要な案件につきましては、当社の取締役会の決議事項としております。
6. 監査役の監査体制

当社の監査役会は、毎月1回開催しており、会計監査人及び内部監査室とも定期的な意見交換を行っております。

また、各監査役は取締役会に出席しており、更に常勤監査役につきましては、経営会議等の重要な社内会議等に出席して情報収集を行い、経営の監視を図っております。

## 連結貸借対照表

(平成29年 2月20日現在)

(単位 千円)

| 科 目             | 金 額          | 科 目                   | 金 額          |
|-----------------|--------------|-----------------------|--------------|
| (資産の部)          |              | (負債の部)                |              |
| <b>I 流動資産</b>   |              | <b>I 流動負債</b>         |              |
| 1 現金及び預金        | 2, 228, 332  | 1 支払手形及び買掛金           | 771, 142     |
| 2 受取手形及び売掛金     | 944, 930     | 2 短期借入金               | 1, 300, 000  |
| 3 商品            | 1, 554, 313  | 3 未払金                 | 202, 126     |
| 4 貯蔵品           | 6, 345       | 4 未払費用                | 566, 074     |
| 5 預け金           | 862, 854     | 5 未払法人税等              | 123, 914     |
| 6 1年内回収予定の差入保証金 | 141, 942     | 6 前受金                 | 1, 087, 699  |
| 7 その他           | 145, 358     | 7 賞与引当金               | 21, 600      |
| 8 貸倒引当金         | △317         | 8 資産除去債務              | 16, 798      |
| 流動資産合計          | 5, 883, 761  | 9 企業年金基金脱退損失引当金       | 312, 804     |
|                 |              | 10 その他                | 23, 251      |
|                 |              | 流動負債合計                | 4, 425, 411  |
| <b>II 固定資産</b>  |              | <b>II 固定負債</b>        |              |
| 1 有形固定資産        |              | 1 繰延税金負債              | 117, 270     |
| (1) 建物及び構築物     | 515, 191     | 2 再評価に係る繰延税金負債        | 64, 455      |
| (2) 工具、器具及び備品   | 95, 112      | 3 退職給付に係る負債           | 252, 966     |
| (3) 土地          | 2, 831, 987  | 4 資産除去債務              | 392, 482     |
| (4) 建設仮勘定       | 4, 255       | 5 長期未払金               | 19, 050      |
| 有形固定資産合計        | 3, 446, 545  | 6 その他                 | 44, 177      |
| 2 無形固定資産        | 18, 992      | 固定負債合計                | 890, 402     |
| 3 投資その他の資産      |              | 負債合計                  | 5, 315, 813  |
| (1) 投資有価証券      | 224, 903     | (純資産の部)               |              |
| (2) 退職給付に係る資産   | 184, 255     | <b>I 株主資本</b>         |              |
| (3) 差入保証金       | 1, 598, 760  | 1 資本金                 | 5, 258, 212  |
| (4) その他         | 194, 384     | 2 利益剰余金               | 1, 696, 348  |
| (5) 貸倒引当金       | △125, 975    | 3 自己株式                | △357, 898    |
| 投資その他の資産合計      | 2, 076, 328  | 株主資本合計                | 6, 596, 662  |
| 固定資産合計          | 5, 541, 866  | <b>II その他の包括利益累計額</b> |              |
| 資産合計            | 11, 425, 627 | 1 その他有価証券評価差額金        | 74, 466      |
|                 |              | 2 土地再評価差額金            | △540, 305    |
|                 |              | 3 退職給付に係る調整累計額        | △21, 010     |
|                 |              | その他の包括利益累計額合計         | △486, 848    |
|                 |              | 純資産合計                 | 6, 109, 814  |
|                 |              | 負債純資産合計               | 11, 425, 627 |

## 連結損益計算書

(平成28年2月21日から  
平成29年2月20日まで)

(単位 千円)

| 科 目                | 金         | 額          |
|--------------------|-----------|------------|
| I 売上高              |           | 17,486,973 |
| II 売上原価            |           | 7,385,909  |
| 売上総利益              |           | 10,101,063 |
| III 営業収入           |           |            |
| 1 不動産賃貸収入          | 38,830    |            |
| 2 手数料収入            | 100,961   | 139,792    |
| 営業総利益              |           | 10,240,856 |
| IV 販売費及び一般管理費      |           | 10,016,484 |
| 営業利益               |           | 224,371    |
| V 営業外収益            |           |            |
| 1 受取利息             | 27,248    |            |
| 2 受取配当金            | 8,096     |            |
| 3 仕入割引             | 19,611    |            |
| 4 受取補償金            | 650       |            |
| 5 その他              | 25,771    | 81,377     |
| VI 営業外費用           |           |            |
| 1 支払利息             | 23,666    |            |
| 2 支払手数料            | 74,355    |            |
| 3 支払補償費            | 1,338     |            |
| 4 その他              | 4,476     | 103,837    |
| 経常利益               |           | 201,911    |
| VII 特別利益           |           |            |
| 1 固定資産売却益          | 102,305   |            |
| 2 投資有価証券売却益        | 44,795    |            |
| 3 事業構造改善引当金戻入益     | 57,918    |            |
| 4 債務免除益            | 1,600,000 |            |
| 5 その他              | 36,329    | 1,841,348  |
| VIII 特別損失          |           |            |
| 1 固定資産除却損          | 12,567    |            |
| 2 減損損失             | 108,773   |            |
| 3 企業年金基金脱退損失引当金繰入額 | 312,804   | 434,145    |
| 税金等調整前当期純利益        |           | 1,609,115  |
| 法人税、住民税及び事業税       | 109,327   |            |
| 法人税等調整額            | 19,854    | 129,181    |
| 当期純利益              |           | 1,479,933  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    |           | 1,479,933  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年2月21日から  
平成29年2月20日まで)

(単位 千円)

|                                                | 株 主 資 本    |            |            |          | 株主資本合計    |
|------------------------------------------------|------------|------------|------------|----------|-----------|
|                                                | 資 本 金      | 資本剰余金      | 利益剰余金      | 自己株式     |           |
| 当 期 首 残 高                                      | 9,217,235  | 405,057    | △4,147,665 | △356,680 | 5,117,946 |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 額                              |            |            |            |          |           |
| 資本金から剰余金へ替<br>の 振                              | △3,959,022 | 3,959,022  |            |          | —         |
| 欠 損 填 補                                        |            | △4,364,080 | 4,364,080  |          | —         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益                        |            |            | 1,479,933  |          | 1,479,933 |
| 自己株式の取得                                        |            |            |            | △1,217   | △1,217    |
| 株主資本以外の項目の<br>連 結 会 計 年 度 中 の<br>変 動 額 ( 純 額 ) |            |            |            |          | —         |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 額 合 計                          | △3,959,022 | △405,057   | 5,844,013  | △1,217   | 1,478,715 |
| 当 期 末 残 高                                      | 5,258,212  | —          | 1,696,348  | △357,898 | 6,596,662 |

(単位 千円)

|                                                | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |               |                         |                           | 純資産合計     |
|------------------------------------------------|-------------------------|---------------|-------------------------|---------------------------|-----------|
|                                                | そ の 他 有 価 券 証 評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                                      | 51,301                  | △543,424      | △71,276                 | △563,399                  | 4,554,547 |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 額                              |                         |               |                         |                           |           |
| 資本金から剰余金へ替<br>の 振                              |                         |               |                         |                           | —         |
| 欠 損 填 補                                        |                         |               |                         |                           | —         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益                        |                         |               |                         |                           | 1,479,933 |
| 自己株式の取得                                        |                         |               |                         |                           | △1,217    |
| 株主資本以外の項目の<br>連 結 会 計 年 度 中 の<br>変 動 額 ( 純 額 ) | 23,164                  | 3,119         | 50,266                  | 76,550                    | 76,550    |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 額 合 計                          | 23,164                  | 3,119         | 50,266                  | 76,550                    | 1,555,266 |
| 当 期 末 残 高                                      | 74,466                  | △540,305      | △21,010                 | △486,848                  | 6,109,814 |

## 連 結 注 記 表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社東京ますいわ屋

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社1社（酒井商事株式会社）は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

たな卸資産

商品……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

有価証券……………その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法を採用しております。

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期期間対応額を計上しております。

企業年金基金脱退損失引当金…ユニークグループ企業年金基金から企業型確定拠出年金制度への移行に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、今後発生が見込まれる額を計上しております。

## 5. その他の連結計算書類作成のための重要な事項

### (1) 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5－10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異につきましては、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

### (2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

### (3) 連結納税制度の適用

当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

## 6. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

### (2) 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

#### 有形固定資産の減価償却方法の変更

当社および連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法については、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当社グループは、親会社であったユニーグループ・ホールディングス株式会社（現ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社）が有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更することを契機として、有形固定資産の減価償却方法の検討を行った結果、各社における有形固定資産はその使用期間中に均等な使用になると見込まれること、収益が安定的に発生していること、修繕費などの維持管理費用が平準的に発生していることなどを総合的に勘案し、定額法を採用したほうが経営実態をより適切に反映できると判断しました。

この変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 7. 会計上の見積りの変更に関する注記

### 資産除去債務の見積りの変更

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、移転・退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更をおこないました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に199,059千円加算しております。

なお、当該見積りの変更は、当連結会計年度末においておこなったため、当連結会計年度において損益に与える影響はありません。

## II. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

現金及び預金 500,000千円

上記担保資産に対応する債務はありません。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,390,674千円

### 3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価をおこない、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価および路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行き価格補正等の合理的な調整をおこなって算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年2月20日

## III. 連結損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失108,773千円を計上いたしました。

| 用途   | 種類               | 地域            | 評価方法   | 減 損 損 失  |         |          |           |
|------|------------------|---------------|--------|----------|---------|----------|-----------|
|      |                  |               |        | 建 物 等    | 土 地     | そ の 他    | 合 計       |
| 店 舗  | 建 物 等<br>(店数54店) | 神奈川県・<br>愛知県他 | 使用価値   | 94,797千円 | —       | 10,505千円 | 105,302千円 |
| 遊休資産 | 土 地 等            | 神奈川県<br>・滋賀県  | 正味売却価額 | —        | 1,868千円 | 1,601千円  | 3,470千円   |

#### 減損損失の認識に至った経緯

店舗については過去2期連続赤字あるいは閉店予定となったため、遊休資産については回収可能価額が下落したため認識しております。

#### グルーピングの方法

店舗については、店舗単位でグルーピングしております。

本社、物流センター等については全社共用資産であり、共用資産を含む、より大きな単位である全社単位でグルーピングをおこなっております。

賃貸資産および遊休資産については、個別資産単位でグルーピングしております。

#### 回収可能価額の算定方法

店舗については、過去2期連続赤字店舗および閉店予定店舗の使用価値をゼロと判断しその帳簿価額を全額減損損失としております。

全社資産、賃貸資産および遊休資産については、正味売却価額を不動産鑑定評価額あるいは固定資産税評価額等を合理的に調整した金額により算定しております。

#### IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首  | 増 | 加 | 減 | 少 | 当連結会計年度末   |
|---------|------------|---|---|---|---|------------|
| 普通株式(株) | 40,834,607 |   | — |   | — | 40,834,607 |

##### 2. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

#### V. 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については主に親会社および銀行借入金によっておこなわれており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、保有している債権債務の範囲内でおこなうことを基本とし、投機的な取引はおこなわない方針です。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループの主な営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。また、預け金については、デベロッパーの信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、与信審査、信用管理を実施することによりリスクの低減をはかっております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的の時価や財務状況等の把握をおこなうことによりリスクの低減をはかっております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約にともなうものであり、契約先の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理および残高管理、信用管理をおこなうことにより、リスクの低減をはかっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、短期間で決済されるものであります。

借入金は、営業取引、設備投資に係る資金調達であります。

###### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月20日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

（単位 千円）

|               | 連結貸借対照表計上額 | 時価        | 差額  |
|---------------|------------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金    | 2,228,332  | 2,228,332 | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 944,930    | 944,930   | —   |
| (3) 預け金       | 862,854    | 862,854   | —   |
| (4) 投資有価証券    |            |           |     |
| その他有価証券       | 209,374    | 209,374   | —   |
| (5) 差入保証金     | 156,675    | 157,114   | 439 |
| 資産計           | 4,402,168  | 4,402,607 | 439 |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 771,142    | 771,142   | —   |
| (2) 短期借入金     | 1,300,000  | 1,300,000 | —   |
| 負債計           | 2,071,142  | 2,071,142 | —   |

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応するリスクフリーの利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、1年内回収予定の差入保証金を含めております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 非上場株式及び関係会社株式（15,529千円）、差入保証金（1,584,027千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

VI. 1株当たり情報に関する注記

|               |          |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 154円 17銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 37円 34銭  |

VII. 重要な後発事象に関する注記

1. 退職給付制度の変更

当社は、平成29年3月9日の取締役会において、平成29年6月30日付でユニーグループ企業年金基金を脱退し、平成29年7月1日より企業型確定拠出年金制度へ移行することを決議しました。これに伴い発生が見込まれる損失312,804千円を特別損失に計上しております。なお、今後の移行手続きの進捗により、追加的な負担が生じる可能性があります。

2. 資金の借入についての合意

当社は、平成29年3月において以下の借入について借入先と合意し一部について実行しました。

| 借入先      | 株式会社三菱東京UFJ銀行                                                                                                                                                                                                                                                           | 株式会社横浜銀行                                                                                                                 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 借入金額     | 600,000千円                                                                                                                                                                                                                                                               | 300,000千円                                                                                                                |
| 借入利率（年利） | TIBOR+スプレッド                                                                                                                                                                                                                                                             | TIBOR+スプレッド                                                                                                              |
| 資金使途     | 運転資金及び既存借入金の借換資金                                                                                                                                                                                                                                                        | 既存借入金の借換資金                                                                                                               |
| 借入実行日    | 平成29年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                              | 平成29年4月20日（予定）                                                                                                           |
| 返済期限     | 平成29年4月28日<br>（但し、毎月更新予定）                                                                                                                                                                                                                                               | 平成32年3月31日                                                                                                               |
| 返済方法     | 期限一括弁済                                                                                                                                                                                                                                                                  | 3ヶ月毎元金均等返済                                                                                                               |
| 担保等      | （※）                                                                                                                                                                                                                                                                     | （※）                                                                                                                      |
| 財務制限条項   | <p>①平成30年2月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成29年2月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の70%以上に維持すること。</p> <p>②平成30年2月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ以上に維持すること。但し、期限の利益を直ちに喪失するのは、上記①又は②いずれか同一の項目について2期連続して抵触した場合である。</p> | <p>①連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または平成28年2月期末の金額のいずれか大きい方の70%以上に維持すること。</p> <p>②連結損益計算書上の経常損益につき損失を計上しないこと。</p> |

（※）共同担保として建物等120,641千円、土地1,572,421千円を提供しております。

## VIII. その他の注記

### 1. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

#### (イ) 当該資産除去債務の概要

店舗および事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

#### (ロ) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年～25年と見積り、割引率は0.00%～0.93%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### (ハ) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 期首残高            | 335,027千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 5,505     |
| 時の経過による調整額      | 1,156     |
| 見積りの変更による増加額    | 199,059   |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △131,466  |
| 期末残高            | 409,281   |

#### (ニ) 当該資産除去債務の見積額の変更

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更をおこないました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に199,059千円加算しております。

なお、当該見積りの変更は、当連結会計年度末においておこなったため、当連結会計年度において損益に与える影響はありません。

### 2. 賃貸等不動産に関する注記

#### (1) 賃貸不動産の状況に関する事項

当社は、神奈川県、その他の地域において賃貸用施設（土地を含む。）を所有しております。

#### (2) 賃貸不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額  | 決算日における時価   |
|-------------|-------------|
| 1,517,235千円 | 1,673,767千円 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

#### 3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成29年2月20日現在)

(単位 千円)

| 科 目             | 金 額        | 科 目              | 金 額        |
|-----------------|------------|------------------|------------|
| (資産の部)          |            | (負債の部)           |            |
| I 流動資産          |            | I 流動負債           |            |
| 1 現金及び預金        | 2,128,841  | 1 買掛金            | 527,500    |
| 2 売掛金           | 799,557    | 2 関係会社短期借入金      | 1,300,000  |
| 3 商品            | 1,084,897  | 3 未払金            | 166,849    |
| 4 貯蔵品           | 5,190      | 4 未払費用           | 351,324    |
| 5 前払費用          | 51,435     | 5 未払法人税等         | 119,000    |
| 6 未収入金          | 50,652     | 6 前受金            | 808,803    |
| 7 預け金           | 283,088    | 7 預り金            | 3,693      |
| 8 1年内回収予定の差入保証金 | 70,881     | 8 前受収益           | 898        |
| 9 その他           | 36,549     | 9 賞与引当金          | 12,600     |
| 流動資産合計          | 4,511,093  | 10 企業年金基金脱退損失引当金 | 312,804    |
| II 固定資産         |            | 11 資産除去債務        | 12,184     |
| 1 有形固定資産        |            | 12 その他           | 7,825      |
| (1) 建物          | 248,849    | 流動負債合計           | 3,623,484  |
| (2) 工具、器具及び備品   | 28,459     | II 固定負債          |            |
| (3) 土地          | 1,981,987  | 1 長期未払金          | 19,050     |
| (4) 建設仮勘定       | 4,255      | 2 繰延税金負債         | 119,115    |
| 有形固定資産合計        | 2,263,552  | 3 再評価に係る繰延税金負債   | 64,455     |
| 2 無形固定資産        |            | 4 長期預り保証金        | 44,177     |
| ソフトウェア          | 8,599      | 5 資産除去債務         | 347,276    |
| 無形固定資産合計        | 8,599      | 固定負債合計           | 594,074    |
| 3 投資その他の資産      |            | 負債合計             | 4,217,558  |
| (1) 投資有価証券      | 182,127    | (純資産の部)          |            |
| (2) 関係会社株式      | 12,000     | I 株主資本           |            |
| (3) 出資金         | 578        | 1 資本金            | 5,258,212  |
| (4) 関係会社長期貸付金   | 1,695,000  | 2 利益剰余金          |            |
| (5) 前払年金費用      | 192,804    | その他利益剰余金         |            |
| (6) 長期前払費用      | 13,746     | 繰越利益剰余金          | 1,483,050  |
| (7) 差入保証金       | 1,210,546  | 利益剰余金合計          | 1,483,050  |
| (8) 店舗賃借仮勘定     | 3,500      | 3 自己株式           | △357,898   |
| (9) その他         | 81,334     | 株主資本合計           | 6,383,365  |
| (10) 貸倒引当金      | △47,671    | II 評価・換算差額等      |            |
| 投資その他の資産合計      | 3,343,964  | 1 その他有価証券評価差額金   | 66,590     |
| 固定資産合計          | 5,616,116  | 2 土地再評価差額金       | △540,305   |
| 資産合計            | 10,127,209 | 評価・換算差額等合計       | △473,714   |
|                 |            | 純資産合計            | 5,909,650  |
|                 |            | 負債純資産合計          | 10,127,209 |

## 損 益 計 算 書

(平成28年2月21日から  
平成29年2月20日まで)

(単位 千円)

| 科 目                | 金         | 額          |
|--------------------|-----------|------------|
| I 売上高              |           | 12,480,076 |
| II 売上原価            |           | 5,379,143  |
| 売上総利益              |           | 7,100,932  |
| III 営業収入           |           |            |
| 1 不動産賃貸収入          | 57,172    |            |
| 2 手数料収入            | 101,029   | 158,202    |
| 営業総利益              |           | 7,259,135  |
| IV 販売費及び一般管理費      |           | 7,097,513  |
| 営業利益               |           | 161,622    |
| V 営業外収益            |           |            |
| 1 受取利息及び受取配当金      | 53,983    |            |
| 2 仕入割引             | 14,907    |            |
| 3 その他              | 25,041    | 93,932     |
| VI 営業外費用           |           |            |
| 1 支払利息             | 23,666    |            |
| 2 支払手数料            | 74,355    |            |
| 3 その他              | 4,323     | 102,345    |
| 経常利益               |           | 153,209    |
| VII 特別利益           |           |            |
| 1 固定資産売却益          | 102,305   |            |
| 2 投資有価証券売却益        | 44,795    |            |
| 3 事業構造改善引当金戻入益     | 57,918    |            |
| 4 債務免除益            | 1,600,000 |            |
| 5 その他              | 30,681    | 1,835,701  |
| VIII 特別損失          |           |            |
| 1 固定資産除却損          | 12,567    |            |
| 2 減損損失             | 90,249    |            |
| 3 企業年金基金脱退損失引当金繰入額 | 312,804   | 415,621    |
| 税引前当期純利益           |           | 1,573,288  |
| 法人税、住民税及び事業税       | 77,542    |            |
| 法人税等調整額            | 12,696    | 90,238     |
| 当期純利益              |           | 1,483,050  |

## 株主資本等変動計算書

(平成28年2月21日から  
平成29年2月20日まで)

(単位 千円)

|                             | 株 主 資 本    |           |                 |               |
|-----------------------------|------------|-----------|-----------------|---------------|
|                             | 資 本 金      | 資 本 剰 余 金 |                 |               |
|                             |            | 資本準備金     | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 合 |
| 当 期 首 残 高                   | 9,217,235  | 405,057   |                 | 405,057       |
| 事業年度中の変動額                   |            |           |                 |               |
| 資本金から剰余金へ<br>の 振 替          | △3,959,022 |           | 3,959,022       | 3,959,022     |
| 準備金から剰余金へ<br>の 振 替          |            | △405,057  | 405,057         | -             |
| 欠 損 填 補                     |            |           | △4,364,080      | △4,364,080    |
| 当 期 純 利 益                   |            |           |                 |               |
| 自己株式の取得                     |            |           |                 |               |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |            |           |                 |               |
| 事業年度中の変動額合計                 | △3,959,022 | △405,057  | -               | △405,057      |
| 当 期 末 残 高                   | 5,258,212  | -         | -               | -             |

(単位 千円)

|                             | 株 主 資 本             |              |          |             |
|-----------------------------|---------------------|--------------|----------|-------------|
|                             | 利 益 剰 余 金           |              | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 計 合 |
|                             | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>計 合 |          |             |
| 当 期 首 残 高                   | △4,364,080          | △4,364,080   | △356,680 | 4,901,532   |
| 事業年度中の変動額                   |                     |              |          |             |
| 資本金から剰余金へ<br>の 振 替          |                     |              |          | -           |
| 準備金から剰余金へ<br>の 振 替          |                     |              |          | -           |
| 欠 損 填 補                     | 4,364,080           | 4,364,080    |          | -           |
| 当 期 純 利 益                   | 1,483,050           | 1,483,050    |          | 1,483,050   |
| 自己株式の取得                     |                     |              | △1,217   | △1,217      |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |                     |              |          |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | 5,847,130           | 5,847,130    | △1,217   | 1,481,832   |
| 当 期 末 残 高                   | 1,483,050           | 1,483,050    | △357,898 | 6,383,365   |

(単位 千円)

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |          |            | 純資産合計     |
|-----------------------------|------------------|----------|------------|-----------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高                   | 46,521           | △543,424 | △496,903   | 4,404,628 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |          |            |           |
| 資本金から剰余金へ<br>の振替            |                  |          |            | —         |
| 準備金から剰余金へ<br>の振替            |                  |          |            | —         |
| 欠 損 填 補                     |                  |          |            | —         |
| 当 期 純 利 益                   |                  |          |            | 1,483,050 |
| 自 己 株 式 の 取 得               |                  |          |            | △1,217    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 20,069           | 3,119    | 23,188     | 23,188    |
| 事業年度中の変動額合計                 | 20,069           | 3,119    | 23,188     | 1,505,021 |
| 当 期 末 残 高                   | 66,590           | △540,305 | △473,714   | 5,909,650 |

## 個 別 注 記 表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

|                |                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------|
| 子会社株式および関連会社株式 | 移動平均法による原価法                                               |
| その他有価証券        |                                                           |
| 時価のあるもの        | 決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの        | 移動平均法による原価法                                               |

#### 2. たな卸資産の評価基準および評価方法

|     |                                                 |
|-----|-------------------------------------------------|
| 商品  | 個別法に基づく原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)     |
| 貯蔵品 | 最終仕入原価法に基づく原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) |

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

|        |                                                                        |
|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 有形固定資産 | 定額法を採用しております。<br>取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。        |
| 無形固定資産 | 定額法を採用しております。<br>ただし、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。 |
| 長期前払費用 | 均等償却によっております。                                                          |

#### 4. 引当金の計上基準

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金         | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。                                                                                                                                                                                          |
| 賞与引当金         | 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期期間対応額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 企業年金基金脱退損失引当金 | ユニグループ企業年金基金から企業型確定拠出年金制度への移行に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、今後発生が見込まれる額を計上しております。                                                                                                                                                                                                       |
| 退職給付引当金       | 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により翌期から費用処理することとし、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により処理することとしております。<br>なお、当期末における年金資産が退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過しているため、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。 |

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

当事業年度より連結納税制度を適用しております。

6. 会計方針の変更に関する注記

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

有形固定資産の減価償却方法の変更

当社の有形固定資産の減価償却の方法については、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当社は、親会社であったユニーグループ・ホールディングス株式会社（現ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社）が有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更することを契機として、有形固定資産の減価償却方法の検討を行った結果、当社における有形固定資産はその使用期間中に均等に使用になると見込まれること、収益が安定的に発生していること、修繕費などの維持管理費用が平準的に発生していることなどを総合的に勘案し、定額法を採用したほうが経営実態をより適切に反映できると判断しました。

この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

7. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、移転・退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更をおこないました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に169,135千円加算しております。

なお、当該見積りの変更は、当事業年度末においておこなったため、当事業年度において損益に与える影響はありません。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

現金及び預金 500,000千円

上記担保資産に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,955,231千円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 14,308千円

短期金銭債務 5,800千円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価および路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行き価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年2月20日

### Ⅲ. 損益計算書に関する注記

#### 1. 関係会社との取引高

|           |          |
|-----------|----------|
| 不動産賃貸収入等  | 18,409千円 |
| 営業取引以外の取引 | 38,493千円 |

#### 2. 減損損失

当事業年度において以下の資産について減損損失90,249千円を計上しております。

| 用 途  | 種 類              | 地 域           | 評価方法   | 減 損 損 失  |         |         |          |
|------|------------------|---------------|--------|----------|---------|---------|----------|
|      |                  |               |        | 建 物 等    | 土 地     | そ の 他   | 合 計      |
| 店 舗  | 建 物 等<br>(店数47店) | 神奈川県・<br>愛知県他 | 使用価値   | 79,827千円 | —       | 8,552千円 | 88,380千円 |
| 遊休資産 | 土 地              | 滋 賀 県         | 正味売却価額 | —        | 1,868千円 | —       | 1,868千円  |

#### 減損損失の認識に至った経緯

店舗については、過去2期連続赤字あるいは閉店予定となったため、遊休資産については回収可能価額が下落したため認識しております。

#### グルーピングの方法

店舗については、店舗単位でグルーピングしております。

本社、物流センター等については全社共用資産であり、共用資産を含む、より大きな単位である全社単位でグルーピングを行っております。

賃貸資産および遊休資産については、個別資産単位でグルーピングしております。

#### 回収可能価額の算定方法

店舗については、過去2期連続赤字店舗および閉店予定店舗の使用価値をゼロと判断しその帳簿価額を全額減損損失としております。

全社資産、賃貸資産および遊休資産については、正味売却価額を不動産鑑定評価額あるいは固定資産税評価額等を合理的に調整した金額により算定しております。

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記  
自己株式に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首   | 増 加    | 減 少 | 当事業年度末    |
|----------|-----------|--------|-----|-----------|
| 普通株式 (株) | 1,193,617 | 11,676 | —   | 1,205,293 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 11,676株

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|               |            |
|---------------|------------|
| 未払事業税         | 8,103千円    |
| 賞与引当金         | 3,853      |
| 貸倒引当金         | 14,577     |
| 関係会社株式評価損     | 305,800    |
| 棚卸資産評価損       | 41,991     |
| 固定資産減損損失      | 669,511    |
| 資産除去債務        | 109,923    |
| 企業年金基金脱退損失引当金 | 95,655     |
| 繰越欠損金         | 4,366,056  |
| その他           | 28,153     |
| 繰延税金資産小計      | 5,643,626  |
| 評価性引当額        | △5,643,626 |
| 繰延税金資産合計      | —          |

繰延税金負債

|                 |         |
|-----------------|---------|
| その他有価証券評価差額金    | 23,731  |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 36,424  |
| 前払年金費用          | 58,959  |
| 繰延税金負債合計        | 119,115 |
| 繰延税金負債の純額       | 119,115 |

## VI. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社および法人主要株主等

| 種 類   | 会 社 等<br>の 名 称                       | 議 決 権 等<br>の 被 所 有 割 合 | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引 の 内 容   | 取 引 金 額<br>(単 位 千 円) | 科 目                  | 期 末 残 高<br>(単 位 千 円) |
|-------|--------------------------------------|------------------------|----------------------|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 親 会 社 | A G 2 号<br>投 資 事 業<br>有 限 責 任<br>組 合 | 被 所 有<br>直 接 56.1%     | 資 金 の 借 入            | 資 金 の 借 入   | 1,800,000            | 関 係 会 社<br>短 期 借 入 金 | 1,300,000            |
|       |                                      |                        |                      | 借 入 金 の 返 済 | 500,000              |                      |                      |
|       |                                      |                        |                      | 利 息 の 支 払   | 17,326               |                      |                      |

- (注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等  
資金の借入については、借入利息は市場金利を勘案して交渉の上利率を合理的に決定しております。  
なお、担保は提供していません。
2. 平成28年8月18日から平成28年10月11日までに実施されたAG2号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けの成立により、当社への議決権所有割合が56.1%となり、平成28年10月18日付で当社の親会社となっております。

| 種 類   | 会 社 等<br>の 名 称                          | 議 決 権 等<br>の 被 所 有 割 合 | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引 の 内 容 | 取 引 金 額<br>(単 位 千 円) | 科 目 | 期 末 残 高<br>(単 位 千 円) |
|-------|-----------------------------------------|------------------------|----------------------|-----------|----------------------|-----|----------------------|
| 親 会 社 | ユニー・フ<br>ァミリー<br>マートホ<br>ールディ<br>ングス(株) | —                      | 資 金 の 借 入            | 利 息 の 支 払 | 6,160                | —   | —                    |
|       |                                         |                        |                      | 債 務 免 除   | 1,600,000            |     |                      |

- (注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等  
資金の借入については、借入利息は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
なお、担保は提供していません。
2. 親会社であったユニーグループ・ホールディングス株式会社は株式会社ファミリーマートと平成28年9月1日付で合併し、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社へ異動しました。
3. 平成28年8月18日から平成28年10月11日までに実施されたAG2号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けの成立により、親会社に該当しないこととなりました。

### 2. 子会社および関連会社等

| 種 類   | 会 社 等<br>の 名 称 | 議 決 権 等<br>の 所 有 割 合 | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引 の 内 容   | 取 引 金 額<br>(単 位 千 円) | 科 目                  | 期 末 残 高<br>(単 位 千 円) |
|-------|----------------|----------------------|----------------------|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 子 会 社 | (株)東京ま<br>すいわ屋 | 所 有<br>直 接 100%      | 資 金 の 貸 付            | 資 金 の 貸 付   | 403,000              | 関 係 会 社<br>長 期 貸 付 金 | 1,695,000            |
|       |                |                      |                      | 貸 付 金 の 回 収 | 523,000              |                      |                      |
|       |                |                      |                      | 利 息 の 受 取   | 18,667               |                      |                      |

- (注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等  
資金の貸付については、貸付利息は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### 3. 兄弟会社等

| 種類      | 会社名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容  | 取引金額<br>(単位 千円) | 科目 | 期末残高<br>(単位 千円) |
|---------|------|----------------|-----------|--------|-----------------|----|-----------------|
| 親会社の子会社 | ユニー㈱ | —              | 店舗用建物の賃借  | 不動産の賃借 | 219,603         | —  | —               |

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

一般的な取引条件で決定しております。ただし、当社の経営再建のための支援の一環として店舗建物の賃借料の減免を受けております。

2. 上記金額については消費税等を含んでおりません。

3. 平成28年8月18日から平成28年10月11日までに実施されたAG2号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けの成立により、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社が親会社に該当しないこととなったことにより、兄弟会社に該当しないこととなりました。

#### 4. 親会社に関する情報

AG2号投資事業有限責任組合 (非上場)

アスパラントグループ株式会社 (非上場)

### VII. 1株当たり情報に関する注記

|               |      |     |
|---------------|------|-----|
| 1. 1株当たり純資産額  | 149円 | 12銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 37円  | 42銭 |

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

1. 退職給付制度の変更

当社は、平成29年3月9日の取締役会において、平成29年6月30日付でユニーグループ企業年金基金を脱退し、平成29年7月1日より企業型確定拠出年金制度へ移行することを決議しました。

これに伴い発生が見込まれる損失312,804千円を特別損失に計上しております。なお、今後の移行手続きの進捗により、追加的な負担が生じる可能性があります。

2. 資金の借入についての合意

当社は、平成29年3月において以下の借入について借入先と合意し一部について実行しました。

| 借入先      | 株式会社三菱東京UFJ銀行                                                                                                                                                                                                                                                               | 株式会社横浜銀行                                                                                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 借入金額     | 600,000千円                                                                                                                                                                                                                                                                   | 300,000千円                                                                                                                |
| 借入利率（年利） | TIBOR+スプレッド                                                                                                                                                                                                                                                                 | TIBOR+スプレッド                                                                                                              |
| 資金使途     | 運転資金及び既存借入金の借換資金                                                                                                                                                                                                                                                            | 既存借入金の借換資金                                                                                                               |
| 借入実行日    | 平成29年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                  | 平成29年4月20日（予定）                                                                                                           |
| 返済期限     | 平成29年4月28日<br>（但し、毎月更新予定）                                                                                                                                                                                                                                                   | 平成32年3月31日                                                                                                               |
| 返済方法     | 期限一括弁済                                                                                                                                                                                                                                                                      | 3ヶ月毎元金均等返済                                                                                                               |
| 担保等      | （※）                                                                                                                                                                                                                                                                         | （※）                                                                                                                      |
| 財務制限条項   | <p>①平成30年2月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成29年2月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部合計額のいずれか大きい方の70%以上に維持すること。</p> <p>②平成30年2月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ以上に維持すること。<br/>但し、期限の利益を直ちに喪失するのは、上記①又は②いずれか同一の項目について2期連続して抵触した場合である。</p> | <p>①連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または平成28年2月期末の金額のいずれか大きい方の70%以上に維持すること。</p> <p>②連結損益計算書上の経常損益につき損失を計上しないこと。</p> |

（※）共同担保として建物等120,641千円、土地1,572,421千円を提供しております。

## IX. その他の注記

### 1. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### (イ) 当該資産除去債務の概要

店舗および事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

#### (ロ) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年～18年と見積り、割引率は0.00%～0.43%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### (ハ) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 期首残高            | 315,252千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 5,505     |
| 時の経過による調整額      | 1,033     |
| 見積りの変更による増加額    | 169,135   |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △131,466  |
| 期末残高            | 359,460   |

#### (ニ) 当該資産除去債務の見積額の変更

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更をおこないました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に169,135千円加算しております。

なお、当該見積りの変更は、当事業年度末においておこなったため、当事業年度において損益に与える影響はありません。

### 2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年4月6日

株式会社 さ が 美  
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢 次 ㊤  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 膳 亀 聡 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さが美の平成28年2月21日から平成29年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さが美及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年4月6日

株式会社 さ が 美  
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢 次 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 膳 亀 聡 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さが美の平成28年2月21日から平成29年2月20日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年2月21日から平成29年2月20日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査基本方針、監査基本計画、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準じ、当期の監査基本方針、監査基本計画、職務の分担に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会及び経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会及びその他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月13日

株式会社 さ が 美 監査役会

常勤監査役 庭 田 健 ㊟

社外監査役 田 中 達 美 ㊟

社外監査役 藤 田 尚 子 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、経営の健全性・透明性・迅速性を確保するため、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する定款規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する定款規定の削除等の変更を行い、あわせて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにし、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第32条を提案第32条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとしておりますが、当社およびグループ会社の効率的な事業運営の推進および経営情報の適時、適切な開示による経営の透明性の向上を図るため、当社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更するものであります。これに伴い現行定款に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第44期の事業年度は、平成29年2月21日から平成30年2月28日までの12ヶ月と8日間の決算となりますので、経過措置として附則を設けるものであります。
- (4) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするため、提案第42条を新設するものであります。併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)を削除するものであります。
- (5) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第12条 当社は、毎年2月20日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第13条～第20条 (条文省略)</p> <p>(役員の設定)</p> <p>第21条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第11条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第12条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選 任)</p> <p>第22条 取締役は株主総会の決議によって選任する。<br/> <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u><br/> <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(選 任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>                                                                   |
| <p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>                                                                                          | <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集及び議長)<br/>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し議長となる。<br/><u>代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u><br/><u>取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。</u><br/><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/><u>取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集および議長)<br/>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>③ <u>取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>④ <u>取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は株主総会においてこれを定める。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこのかぎりではない。</u></p> <p>(議 事 録)</p> <p>第30条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。<br/>議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会においてこれを定める。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第30条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。<br/>議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、120万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 五 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(定 員)</u></p> <p>第33条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>(選 任)</u></p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任 期)</u></p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、120万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 五 章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                            | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対し発する。</u></p> <p><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u></p>         | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                | (削 除) |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第38条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                                | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第39条 <u>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</u></p> <p><u>議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                                                                                             | (削 除) |
| <p><u>(報 酬 等)</u></p> <p>第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                  | (削 除) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第42条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、120万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員である取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員会は、監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p>第34条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第35条 <u>監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> |

| 現 行 定 款                                       | 変 更 案                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                         | <u>(常勤の監査等委員)</u>                                                                                                     |
|                                               | <u>第36条 監査等委員会は、その決議によつて、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>                                                                     |
| (新 設)                                         | <u>(監査等委員会規則)</u>                                                                                                     |
|                                               | <u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>                                                        |
| 第43条～第44条 (条文省略)                              | 第38条～第39条 (現行どおり)                                                                                                     |
| (報 酬 等)                                       | (報 酬 等)                                                                                                               |
| 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。 | 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。                                                                       |
| (事業年度)                                        | (事業年度)                                                                                                                |
| 第46条 当会社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとする。         | 第41条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。                                                                                   |
| (新 設)                                         | <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>                                                                                                 |
|                                               | <u>第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u>                           |
| (新 設)                                         | <u>(剰余金の配当の基準日)</u>                                                                                                   |
|                                               | <u>第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u><br>② <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u><br>③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p><u>第47条 剰余金の配当は、毎年2月20日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に支払う。</u></p>                    | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                           |
| <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月20日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                           |
| <p>第49条 (条文省略)</p>                                                                                          | <p>第44条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                    |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                | <p>附則</p>                                                                                                                                              |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                | <p><u>第 1 条 当社は、第43期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、120万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                | <p><u>第 2 条 第11条（基準日）の規定の変更は平成29年3月1日からその効力を生じる。なお、本附則第2条は効力発生日後にこれを削除する。</u></p>                                                                      |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p><u>第3条 第22条（任期）の規定にかかわらず、平成29年5月16日開催の定時株主総会において選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、平成30年2月28日に終了する第44期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則第3条は、第44期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</u></p> |
| (新 設)   | <p><u>第4条 第41条（事業年度）の規定にかかわらず、第44期事業年度は、平成29年2月21日から平成30年2月28日までとする。なお、本附則第4条は、第44期事業年度終了後に、これを削除する。</u></p>                                                                     |
| (新 設)   | <p><u>第5条 第39条（任期）の規定にかかわらず、会計監査人の任期は、平成30年2月28日に終了する第44期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則第5条は、第44期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</u></p>                                            |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものがあります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 | 当社との特別利害関係 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                          | ひらまつ たつお<br>平松 達夫<br>(昭和25年5月5日生) | 昭和49年3月 ユニー(株) (現ユニー・ファミリーマートホールディングス(株)) 入社<br>平成4年2月 同社企画管理室長<br>平成6年5月 同社サンテラス伊那店長<br>平成12年10月 同社アビタ新守山店長<br>平成17年8月 同社営業政策部<br>シニアマネジャー<br>平成20年1月 当社へ出向<br>当社経営改革室顧問<br>平成20年5月 当社常務取締役経営改革室長<br>平成23年2月 当社常務取締役営業本部長<br>平成25年2月 当社代表取締役社長 (現任) | 9,000株     | なし         |
| 候補者とした理由<br>同氏は、平成20年より当社の取締役として、経営改革・営業本部に従事し、平成25年より代表取締役社長に就任し、経営全般を担っております。事業構造改革を実施し、中期経営計画を推進して、経営・財務基盤の強化を図るとともに企業価値の更なる向上を目指し、新生さが美グループの経営にあたっております。今後も、同氏の有する幅広い経験とリーダーシップ等が当社の経営に必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。 |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                      |            |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 | 当社との特別利害関係 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 2                                                                                                                                                               | しゅく の だい すけ<br>宿野 大介<br>(昭和30年12月24日生) | 昭和54年3月 当社入社<br>平成13年2月 当社営業サービス部長<br>平成15年2月 当社総合企画室長<br>平成15年8月 ㈱東京ますいわ屋<br>執行役員業務本部長<br>平成19年3月 当社執行役員グループ企画室長<br>平成20年1月 当社経理管理部長<br>平成20年5月 当社取締役経理管理部長<br>平成24年2月 当社取締役業務担当<br>平成26年2月 当社きもの文化学苑担当(現任)<br>平成26年8月 当社物流部長<br>平成27年2月 当社内部統制・コンプライアンス担当<br>(現任)<br>平成28年5月 当社業務部長<br>平成29年2月 当社取締役業務担当(現任) | 15,000株    | なし         |
| 候補者とした理由<br>同氏は、平成20年より当社の取締役として、経理、業務全般、内部統制・コンプライアンスの担当に従事し、経営管理における業務経験と当社の経営および管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。               |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |            |
| 3                                                                                                                                                               | す やま こう いち<br>須山 耕一<br>(昭和43年12月20日生)  | 平成3年4月 当社入社<br>平成15年2月 当社きもの地区長<br>平成25年2月 当社関東運営部長<br>平成27年2月 当社執行役員きもの事業部長<br>平成28年5月 当社取締役営業統括部長(現任)                                                                                                                                                                                                        | 2,000株     | なし         |
| 候補者とした理由<br>同氏は、当社きもの事業の運営部長、執行役員きもの事業部長を経て、平成28年より取締役として営業統括部長を担っております。当社の主力事業であるきもの事業の豊富な経験と事業を統括する経験を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                      |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |            |
| 4                                                                                                                                                               | にし わき ひで お<br>西脇 秀雄<br>(昭和30年6月23日生)   | 昭和54年3月 当社入社<br>昭和63年2月 当社きもの地区長<br>平成10年8月 当社キラット事業本部販売部長<br>平成18年8月 当社東部店舗サポート部長<br>兼西部店舗サポート部長<br>平成20年1月 当社関東運営部長<br>平成20年5月 当社執行役員関東運営部長<br>平成20年8月 当社執行役員北日本・関東運営部長<br>平成22年2月 ㈱東京ますいわ屋<br>執行役員営業企画部長<br>平成22年5月 同社取締役<br>平成23年2月 同社代表取締役社長(現任)<br>平成27年5月 当社取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱東京ますいわ屋代表取締役社長    | 4,200株     | (注)        |
| 候補者とした理由<br>同氏は、長年にわたり当社の主力事業であるきもの事業に従事し、運営部長、執行役員を経て、当社グループ会社の㈱東京ますいわ屋代表取締役社長として経営を担っております。同氏のきもの事業における豊富な経験と子会社の経営者としての経験を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                   | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当 社<br>株式の数 | 当社との<br>特 別<br>利害関係 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 5                                                                                                                                                                           | なか むら あき とし<br>中 村 彰 利<br>(昭和33年7月4日生) | 昭和59年4月 西村真田法律事務所入所 弁護士登録<br>平成11年7月 リップルウッドホールディングス<br>マネージングディレクター<br>平成15年5月 ㈱産業再生機構 常務取締役<br>平成19年4月 日興プリンシパル・インベストメンツ㈱<br>取締役副会長<br>平成20年3月 ㈱サン・キャピタル・パートナーズ・ジャパン<br>代表取締役会長兼CEO<br>平成21年5月 ㈱ベルシステム24<br>代表執行役会長兼CEO<br>平成21年12月 ㈱企業再生支援機構<br>(現㈱地域経済活性化支援機構)<br>代表取締役専務<br>平成24年10月 アスバラントグループ㈱設立<br>代表取締役社長 (現任)<br>平成26年6月 三浦印刷㈱ 社外取締役<br>平成27年1月 ㈱テラケン 取締役 (現任)<br>平成27年3月 りんかい日産建設㈱ 取締役<br>平成27年7月 ㈱ヒューマニック 取締役 (現任)<br>平成28年1月 ㈱F I L W E L 取締役 (現任)<br>平成28年4月 ㈱駐車場総合研究所 取締役 (現任)<br>平成28年11月 丸喜産業㈱ 取締役 (現任)<br>平成28年12月 当社取締役 (現任)<br>平成29年3月 ヤマトグループホールディングス㈱<br>代表取締役社長 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>アスバラントグループ㈱ 代表取締役社長 | 一株                  | (注)                 |
| 候補者とした理由<br>同氏は、日米の弁護士業務を経て、業績改善を目的とした投資・経営業務に従事し、現在は、<br>当社の親会社であるアスバラントグループ㈱の代表取締役社長として経営を担っておりま<br>す。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き<br>続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                     |                     |

| 候補者番号                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 | 当社との特別利害関係 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------|
| 6                                                                                                                                                                        | はま だ やす ひこ<br>浜 田 康 彦<br>(昭和47年5月10日生) | 平成8年4月 ㈱奥村組<br>平成13年4月 朝日監査法人(有限責任あずさ監査法人)<br>平成19年1月 アセット・マネジャーズ㈱<br>(現いちご㈱)<br>平成20年6月 公認会計士登録<br>平成21年12月 ㈱企業再生支援機構<br>(現㈱地域経済活性化支援助機構)<br>平成23年2月 ㈱富士テクニカ宮津 常勤監査役<br>平成25年7月 アスパラントグループ㈱<br>プリンシパル(現任)<br>平成27年3月 りんかい日産建設㈱ 取締役<br>平成27年7月 ㈱ヒューマニック 取締役(現任)<br>平成28年1月 ㈱F I L W E L 取締役(現任)<br>平成28年11月 丸喜産業㈱ 監査役(現任)<br>平成28年12月 当社取締役(現任)<br>平成29年1月 ㈱駐車場総合研究所 取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>アスパラントグループ㈱ プリンシパル | 一株          | (注)        |
| 候補者とした理由<br>同氏は、監査法人にて会計監査業務に従事したのち、企業投資・企業再生実務等の経験を経て、現在は、当社の親会社であるアスパラントグループ㈱のプリンシパルとして従事しております。同氏の企業再生実務、業績改善における豊富な経験を当社の経営に活かすことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |            |

- (注) 1. 取締役候補者西脇秀雄氏は、当社の子会社である株式会社東京ますいわ屋の代表取締役社長を兼任しております。なお、当社は、株式会社東京ますいわ屋との間に資金の貸付等の取引関係があります。
2. 取締役候補者中村彰利氏は、親会社であるアスパラントグループ株式会社の代表取締役社長を兼任しております。なお、当社は、アスパラントグループ株式会社との間で資本業務提携契約を締結しており、同社との間に資金借入等の取引関係があります。
3. 取締役候補者浜田康彦氏は、親会社であるアスパラントグループ株式会社のプリンシパルを兼任しております。なお、当社は、アスパラントグループ株式会社との間で資本業務提携契約を締結しており、同社との間に資金借入等の取引関係があります。
4. 当社は、第1号議案「定款一部変更の件」ならびに中村彰利氏および浜田康彦氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社は両氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、金240万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                 | 所有する当社の株式の数 | 当社との特別利害関係 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------|------------|
| ※1                                                                                                                                                                                   | 井倉 育夫<br>(昭和37年9月27日生)                  | 昭和60年3月 当社入社                                        | 8,000株      | なし         |
|                                                                                                                                                                                      |                                         | 平成18年2月 当社営業管理部長                                    |             |            |
| 平成18年8月 当社ホームファッション業務部長                                                                                                                                                              |                                         |                                                     |             |            |
| 平成26年2月 当社総務部長兼お客様相談室長                                                                                                                                                               |                                         |                                                     |             |            |
| 平成28年5月 当社監査室長兼お客様相談室長(現任)                                                                                                                                                           |                                         |                                                     |             |            |
| 候補者とした理由<br>同氏は、当社の内部統制担当、総務部長、監査室長等を経て、その経験を踏まえ、新たに監査等委員である取締役候補者として適切であると判断し、選任をお願いするものであります。                                                                                      |                                         |                                                     |             |            |
| 2                                                                                                                                                                                    | 藤田 尚子<br>(戸籍上の氏名：石原尚子)<br>(昭和44年8月29日生) | 平成9年4月 第二東京弁護士会登録<br>新東京法律会計事務所入所<br>藤田法律事務所を開設(現任) | 一株          | なし         |
|                                                                                                                                                                                      |                                         | 平成13年10月 最高裁判所司法研修所民事弁護所付                           |             |            |
| 平成15年1月 第二東京弁護士会司法修習委員会副委員長                                                                                                                                                          |                                         |                                                     |             |            |
| 平成18年4月 日本弁護士連合会法曹養成対策室嘱託                                                                                                                                                            |                                         |                                                     |             |            |
| 平成20年4月 国立市都市景観審議会会長                                                                                                                                                                 |                                         |                                                     |             |            |
| 平成25年1月 東京三弁護士会医療ADR仲裁人候補者(現任)<br>東京地方裁判所鑑定委員(現任)<br>司法書士特別研修講師                                                                                                                      |                                         |                                                     |             |            |
| 平成27年5月 当社社外監査役(現任)                                                                                                                                                                  |                                         |                                                     |             |            |
| 社外候補者とした理由<br>同氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 |                                         |                                                     |             |            |

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                   | 所有する当社株式の数 | 当社との特別利害関係 |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| ※<br>3 | まつもと よしひろ<br>松本好弘<br>(昭和31年5月31日生)                                                                                                                                                 | 昭和58年11月 新光監査法人入所<br>平成元年8月 公認会計士登録<br>平成19年8月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)<br>へ移籍<br>平成28年5月 有限責任あずさ監査法人を退職 | 一株         | なし         |
|        | 社外候補者とした理由<br>同氏は、公認会計士として長年にわたり企業会計の実務に携わっている経験から、その高い見識と幅広い経験を当社の監査に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 |                                                                                                       |            |            |

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 監査等委員である取締役候補者藤田尚子氏および松本好弘氏は、社外取締役候補者であります。
3. 藤田尚子氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 藤田尚子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、松本好弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、同氏が選任された場合には、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、藤田尚子氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、金240万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。第1号議案「定款一部変更の件」ならびに同氏の選任が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。また、松本好弘氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社は同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                              | 所有する<br>当社の<br>株式の数 | 当社との<br>特別<br>利害関係 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------|
| うえもとただお<br>上本忠雄<br>(昭和36年1月1日生)                                                                                                                                  | 平成3年4月 第二東京弁護士会登録<br>新東京法律会計事務所入所<br>平成13年8月 同事務所を東京リベルテ法律事務<br>所に改称<br>平成26年1月 大津法律事務所に移籍、現在に至る | 一株                  | なし                 |
| 社外候補者とした理由<br>同氏は、弁護士として培われた法律知識を当社の監査体制に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の実務経験を有することなどを総合的に勘案し、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                                                                                  |                     |                    |

- (注) 1. 上本忠雄氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 第1号議案「定款一部変更の件」ならびに上本忠雄氏が原案どおり承認された場合には、当社は、監査等委員である取締役就任時に同氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、金240万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成17年5月6日開催の第31期定時株主総会において、年額180,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額180,000千円以内（うち、社外取締役分は10,000千円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額36,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつき、ご承認をお願いするものであります。

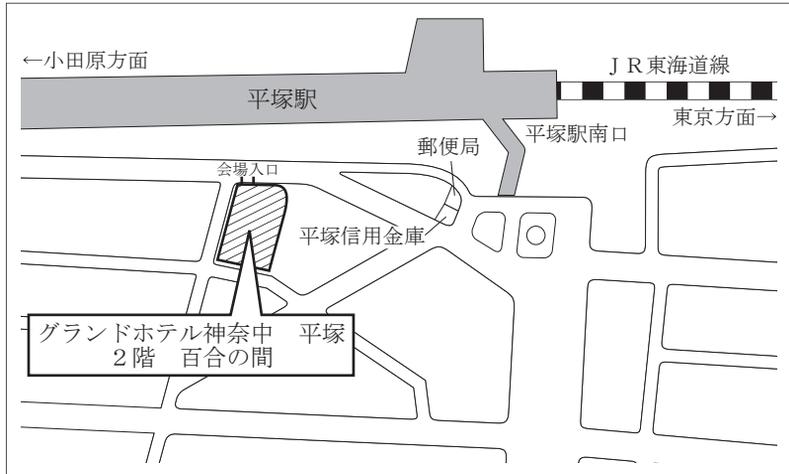
第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

## 第43期 定時株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県平塚市八重咲町 6 番 18 号  
グランドホテル神奈中 平塚 2階百合の間



### 交 通

J R 東海道線 平塚駅南口より徒歩 1 分

### お 願 い

1. 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいようお願い申し上げます。
2. 当日の受付開始時刻は、午前 9 時を予定しております。